

広報 しんじょうの

水道・下水道

創刊号

vol.1

令和7年1月



新庄市の水道・下水道について知ってもらうために
広報紙を創刊しました！

【指野浄水場】

市内にある主な水道・ 下水道施設を紹介します

【新庄市の水道の状況】

給水人口	31,375人
給水世帯	13,172世帯
普及率	96.1%
年間総配水量	3,696,148m ³
一日最大配水量	11,598m ³
管路総延長	393.7km (令和5年度末現在)



【指野浄水場】

県の金山浄水場から送られてきた水を調整して、市街地や市東部、市南西部に給水しています。



【赤坂浄水場】

県の金山浄水場から送られてきた水を調整して、市北西部に給水しています。

【新庄市の下水道の状況】

水洗化人口	16,480人
水洗化率	87.8%
普及率	57.5%
年間総処理水量	2,290,460m ³
一日最大処理水量	8,140m ³
管路総延長	109.1km (令和5年度末現在)



【浄化センター】

下水道に繋いでいる家庭から流れてくる生活排水をきれいな水に戻して升形川に放流しています。



新庄市の水道の始まり

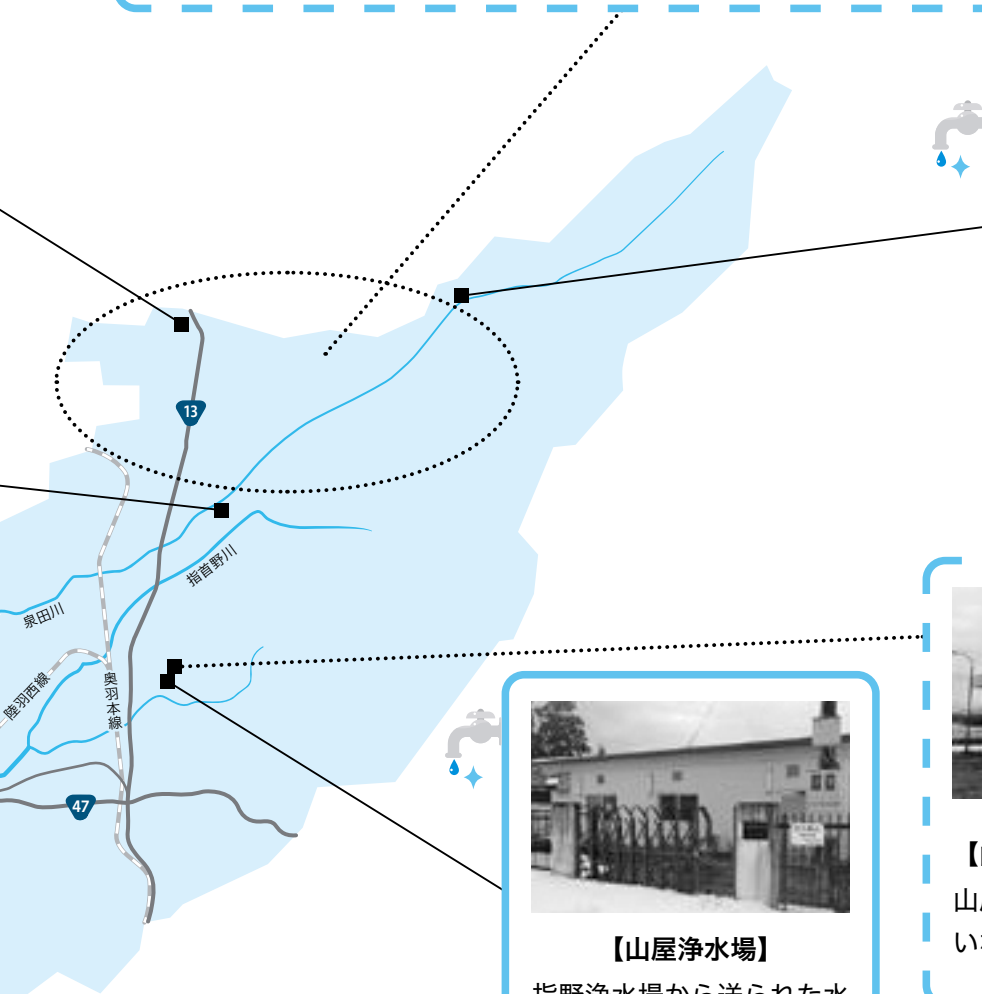
新庄市の水道は、昭和25年に事業認可を受け、昭和31年11月に泉田川の伏流水を水源として給水を開始しました。当時の給水戸数は1,700戸、給水人口は7,300人でした。その後拡張を重ね、平成21年にはほぼ市内全域で水道を利用できるようになりました。平成6年からは県企業局の神室ダムを水源とした水を金山浄水場から受水し、それを市内に供給しています。





【昭和農業集落排水施設】 【萩野農業集落排水施設】 【塩野農業集落排水施設】 【仁田山農業集落排水施設】

それぞれの地区の生活排水をきれいな水に戻しています。



【萩野浄水場】

赤坂浄水場から送られた水を調整して、萩野地区に給水しています。



【山屋農業集落排水施設】

山屋地区の生活排水をきれいな水に戻しています。



【山屋浄水場】

指野浄水場から送られた水を調整して、山屋地区や大福田地区に給水しています。

新庄市の下水道の始まり

新庄市の下水道は、昭和57年に事業認可を受け、平成元年10月から供用を開始しました。その後拡張を重ね、令和5年度末現在の管路総延長は109.1kmとなり、今後も整備を続ける予定です。

農業集落排水事業※は昭和61年に昭和地区で開始し、その後塩野地区(昭和62年)、山屋地区(平成5年)、萩野地区(平成11年)、仁田山地区(平成13年)で排水処理を開始しました。令和5年度末現在の利用者は全地区合計で1,785人となっています。

※農村地域を対象とした下水処理事業です。下水道と同じように生活排水をきれいに川に戻しています。

上下水道課からのお知らせ

受水費引き下げの要望を行いました



令和6年10月21日に、最上広域水道受水団体協議会において、県から購入している受水費の引き下げについて県知事と県企業局管理者に要望しました。

検針方法が変わります

毎月実施している水道メーターの検針が、令和7年8月から2か月に1回に変わります。

● 検針を行う月

市内全域を「偶数月に検針を行う地域」と「奇数月に検針を行う地域」に分け、それぞれの地域で2か月に1回検針を行います。ご自宅がどちらの地域になるかについては改めてお知らせします。

● 料金の計算方法

検針した2か月分の水量を、各月均等に使用したものとみなして計算します。

※料金の請求はこれまで同様毎月行います。

令和6年7月豪雨に伴う災害減免

被害を受けた上下水道使用者等に対して、水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料を減免する制度があります。

● 減免内容

令和6年8月請求分のうち従量料金

※基本料金は減免になりません。

● 提出書類

- ・減免申請書(上下水道課に設置)
- ・罹災証明書又は罹災状況届出証明書

● 申請期限

令和7年3月31日(月)

詳しくは経営管理普及係にお問い合わせください。

合併処理浄化槽への転換のお願い

下水道事業計画(農業集落排水)区域以外の地域にお住まいの方で、くみ取り便槽や単独処理浄化槽をお使いの場合は、衛生的な生活環境にするため合併処理浄化槽への転換をお願いします。

県と市から工事費用の補助も用意していますが、県の補助金は令和7年度末までの予定となっていますのでご注意ください。

詳しくは下水道施設係にお問い合わせください。

